

並置憲法改正と選挙法の件

提案

汽車会社支部聯合會

汽車会社支部聯合會 理由書

説明

占田 共 同

【主文】

大衆の政治的自覚を高め、政治界に清浄の動員を促すことを以て、
主権の一元化を以て、選挙権の自由を以て、投票の秘密を以て、
改正を要するものである。

【理由】

大衆階級は戦争の留滞者に沿って維持され、他の階級を以て、
撤廢的に反迫すると共に、他を大衆の政治的自覚の抑圧に努力
し、未だ、その一方、選挙は巧妙にして、大衆をして、欺瞞し、自己
階級の利益を謀るに努め、大衆の普選法を實施せしむ。従つて、選挙
の普選法は各階級のみの普選法にして、本格的に大衆階級に有利。
是は斯の如く、亦法を徹底的に改正して、全權に、選挙権を大衆の
政治的、全權的、文化的の自由を以て、取り、有効な選挙
法を運用せしむれば、この如く、本法の徹底的改正を要する
ものである。

改正の要項

- 一、被選挙権並投票権を十八歳に低下すること
- 二、居住権を各月の短縮し、一人及び一人に投票権を以てすること
- 三、保証金制度を撤廃し、選挙を公営とすること
- 四、選挙の選挙運動費用を撤廃し、選挙を公営とすること
- 五、その他

汽車会社支部聯合會 理由書

無産政党に合同に関する件

提案本部

一、汽車会社支部聯合會提案理由説明書上良ニ

【主文】 資本家・地主の同盟軍の攻勢に抵抗し、無産者・農民の政

治的身業力を効果的に實踐的に拡大徹底せんため、先づ全国
大衆党と日本大衆党との即時無条件合同を究成せしむるは、大衆
に要する。

【理由】

無産政党の合同問題と戦線の統一。是れは今日迄、我々が各
党の間に繰返さる、せしむる、後選挙后特に、不三者的（何れも責任を持つ
て、選挙の斗争に参加してゐない者）大衆から全無産政党の合同
を以て論じて、置へられるに到り、各党の幹部及大衆も合同に
期し、不可成熱意ある如く、表面的に種々なる一党の声明書を出
し、大衆的、大衆の共論に答へた。（何れ論中には、真誠に合同の熱
意を持つた幹部も、大衆もあつた事は事実である）
一、全無産合同を主張するもの